



中小企業にもいよいよ適用！

# 時間外労働上限規制 実務対応確認講座

令和2年4月から中小企業にも「月45時間、年360時間を原則」とした働き方改革関連法の「時間外労働の上限規制」が適用されます。同規制への具体的な対応方法を理解し実践していただくための講座を実施します。

このようなこととお話しします！

- ✓罰則、賠償、ブラック企業の公表、採用制限など
- ✓労働基準監督署調査と企業が間違いやすいポイント
- ✓振替休日と代替休暇（代休）の違い、未払い代休の問題と対策
- ✓営業マン・外勤に関わる問題、みなし労働時間制の問題と対策
- ✓過重労働と有所見があったときの対応
- ✓言ってはならないこと、パワハラにならない指導 など



## 日時・会場

会場	開催日	会場
米子	令和2年 2月6日(木)	米子市立図書館 研修室1(2階) (米子市中町8)
鳥取	令和2年 2月7日(金)	とりぎん文化会館 第5・6会議室(2階) (鳥取市尚徳町101-5)

参加無料  
申込期限  
1/31(金)

時間は、午後1時から午後5時まで(両会場とも同じ)

※午後5時から午後5時45分まで、働き方改革サポートオフィス鳥取(鳥取労働局受託事業)による、個別相談を実施します(希望者のみ)。

講師 ますたに ひろき 升谷 浩樹氏 (升谷社労士事務所 所長/特定社会保険労務士)

山口県生まれ、広島大学工学部卒業。住金物産株式会社(現 日鉄物産株式会社)にて営業、貿易、海外事業投資、組織運営など幅広く携わったのち、社会保険労務士事務所を経て、平成16年に独立。事業運営のわかる人事労務の専門家として、賃金制度設計、就業規則の作成、労務相談、行政対応、アウトソーシング事業等を実施。大阪商工会議所本部、金融機関、行政機関、業界団体等での講演、研修など多数。



カリキュラム、申込方法は裏面を御覧ください

【主催】鳥取県

【後援】鳥取県商工会議所連合会・鳥取県商工会連合会・鳥取県中小企業団体中央会・公益財団法人鳥取県産業振興機構  
一般社団法人鳥取県経営者協会・日本労働組合総連合会鳥取県連合会

# カリキュラム

## (1) 労働行政の大きな動き

- 1) 罰則付き時間外労働上限規制の施行（大企業、中小企業）
- 2) 時間管理ガイドラインと「管理職の労働時間状況把握」の方法
- 3) 罰則、賠償、ブラック企業の公表、採用制限など

## (2) 労働基準監督署調査と企業が間違いやすいポイント

- 1) 調査の流れ、進め方
- 2) 指導票と是正勧告書
- 3) 企業が間違っていて理解していた事例、気づいていなかった事例

## (3) 適正な労働時間管理と未払い残業等の原因と対策

- 1) 労働基準法に沿った運用管理（時間外計算、帳簿、36協定）
- 2) ルールや服務規律の改定・許可制等の徹底
- 3) 勤怠管理をどうするか（タイムカード、スマホ、IT）
- 4) 記録上の在室と残業申告の差について
- 5) 振替休日と代替休暇（代休）の違い、未払い代休の問題と対策、有給管理
- 6) 営業マン・外勤に関わる問題、みなし労働時間制の問題と対策
- 7) 変形労働時間制の導入、定額残業代制の導入
- 8) 「名ばかり管理職」は特に注意、時間外労働と対策

## (4) 健康診断後の対応が重要

- 1) 労働安全衛生法上の管理体制
- 2) 過重労働と有所見があったときの対応

## (5) 現場の管理職がカギ（人事部だけでは手遅れになる）

- 1) 管理職に求める労務管理
- 2) 言うてはならないこと、パワハラにならない指導
- 3) 時間外労働抑制に向けた職場の問題分析・対応

## (6) 労働法制の改正動向

講座後、働き方改革サポートオフィス鳥取（鳥取労働局受託事業）による、個別相談を実施します（希望者のみ）。

## 対象・定員

企業・団体の労務管理担当の方、支援機関（金融機関・商工団体・行政等）の方／各会場30名

### 中小企業にもいよいよ適用！「時間外労働上限規制」実務対応確認講座 参加申込書

ファクシミリ・電子メールにより送付してください。申込期限：令和2年1月31日（金）

記載された情報は、本講座に係る事務以外の用途には使用しません。

Web上のフォーム（鳥取県電子申請システム）からもお申込みいただけます⇒



参加申込を受け付けた旨の電話又は電子メールでの連絡を希望される場合は○を付けてください ⇒ ( )

企業・団体名			
参加者	氏名		●参加希望会場<該当に○>米子(2/6)・鳥取(2/7)
	氏名		●参加希望会場<該当に○>米子(2/6)・鳥取(2/7)
働き方改革サポートオフィス鳥取 (社会保険労務士)による無料相談		希望しない	希望する (相談の概要: )
担当者連絡先(電話またはE-mail)			
時間外労働上限規制等に関し聞きたいこと(あれば、事前に講師にお伝えします)			

## 【問合せ・申込先】

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター (〒680-8570 鳥取市東町1-220)

フリーダイヤル: 0120-833-877 電話: 0857-26-7662 ファクシミリ: 0857-26-8169

電子メール: hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp <https://www.pref.tottori.lg.jp/274036.htm>

